

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第4号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議・ 打合せ ・ 協 議	文 書 番 号	1463 (情報公開・個人情報保護審査会)
		決 裁 期 日	平成 2 1 年 1 0 月 1 6 日
名 称	情報公開審査会・個人情報保護審査会		
日 時	平成 2 1 年 1 0 月 1 6 日 午後 1 時 0 0 分 から 午後 1 時 5 3 分		
場 所	役場 2 階 審議室		
出席者	委 員 佐藤憲治・小門史子・平倉範子・伊藤里美・濱本幹郎 事務局 服部久和・坂弥雅彦・宮下正美・上村正人		
(内 容)			
1	委嘱状交付	町長より各委員自席にて交付	
2	町長挨拶	省略	
3	協議事項		
		会長・副会長の選任について	
		・各委員の互選により選出	
	会長	佐藤 憲治	
	副会長	小門 史子 (従前より、副会長は弁護士としている。)	
		平成 2 1 年度上期情報 2 条例に伴う運用実績について	
	事務局	概要について別紙により説明	
	【意見】	公開された 3 件のうち、一部公開とあるが、どういうものか。	
	【回答】	公開対象情報に記載されている個人情報については、非公開情報のために一部公開とした。	
	【意見】	上記について、請求者と合意されているのか。	
	【回答】	請求者からも個人情報は求められていない。	

審査会確認事項について

1) 運用実績報告について

平成 17 年 2 月 15 日開催の審査会において確認されている運用実績報告に関する事項「審査対象案件がない場合については会議を見送り、運用実績は文書報告とする」ことについて、再確認した。

2) 審査会開催方式（書面協議）等について

・事務局 「個人情報保護条例の運用に伴う取扱要綱」(平成 20 年 4 月 25 日決定)について、別紙により内容を説明

【意見】 意見書の回答として、「了承しない」とした場合、その理由の記載はどうするのか。

【回答】 補足意見として記入していただきたい。なお、書面協議を実施する案件については、既に決定している案件に類似する軽易な案件の協議を想定していることから「了承する」以外の意見をいただいた場合は、その後に進め方について検討することとなる。

その他

【意見】 審査会で検討した案件に関し、その後訴訟事件となった場合、審査会としての責任はどうなるのか。

【回答】 審査会については、諮問事項に対する答申を返していただくこととなり、最終的な決定は、実施機関（町長等）が決定するもののため、責任は実施機関（町長等）にある。